

新潟市身体障害者補助犬に係る犬の登録手数料等の免除取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号。以下「法」という。）

第2条に規定する身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）使用者の社会参加を促進し、その負担を軽減するため、新潟市手数料条例（平成12年条例第12号。以下「条例」という。）第4条第4号に基づき、犬の登録手数料等の免除について必要な事項を定めるものとする。

(補助犬の定義)

第2条 この要領において「補助犬」とは、法第2条に規定する犬で、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

(免除の対象者)

第3条 この要領に定める免除の対象となる者は、法第15条第1項で指定する法人が認定した補助犬を有する者で市長が認めた者とする。

(免除対象手数料)

第4条 免除の対象とする手数料は、条例別表に掲げるもののうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犬の登録手数料
- (2) 狂犬病予防注射済票交付手数料
- (3) 犬の鑑札の再交付手数料
- (4) 狂犬病予防注射済票再交付手数料

(免除の申請)

第5条 手数料の免除を受けようとする者は、別記様式による手数料免除申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、申請書には、法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号。）第9条第5項の規定により交付された「補助犬認定証」等を添付するものとする。

(その他)

第6条 この要領は身体障がい者が対象となることから、その事務処理に際してはできる限りの便宜を図るものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、新潟市手数料条例（平成12年条例第12号）の施行の日（平成12年4月1日）から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

身体障害者補助犬に係る手数料免除申請

年 月 日

(あて先) 新潟市長

住所
申請者
氏名

申請区分		<input type="checkbox"/> 登録 <input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射済票交付 <input type="checkbox"/> 鑑札再交付 <input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射済票再交付
犬の特徴	補助犬の種類	<input type="checkbox"/> 盲導犬 <input type="checkbox"/> 介助犬 <input type="checkbox"/> 聴導犬
	種類	
	生年月日	年 月 日生
	毛色	
	性別	おす / めす (○を付ける)
	名前	
	その他の特徴	
登録番号		—

- 注 1 は、該当するものにレ印を記入してください。
- 2 登録番号の欄は、登録以外の申請時に記入して下さい。
- 3 この犬が補助犬であると証明する書類（「補助犬認定証」等）の写しを添付してください。